

DL-酒石酸カリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年8月5日～令和2年9月3日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・DL-酒石酸カリウムは、果実酒（ぶどうを主原料として発酵させたものに限る）以外の食品に使用してはならないということだが、それに違反したかどうか、どのようにチェックするのでしょうか？ ・また、果実酒以外での使用を禁じているのは、添加物のリスクが高いからなのか、それとも何か理由があるのでしょうか？ 	<p>食品安全委員会では、リスク管理機関である厚生労働省から評価要請された使用基準案に基づいて、食品健康影響評価を行いました。</p> <p>使用制限の順守状況の確認や用途の制限等の使用基準に係るご質問については、リスク管理機関である厚生労働省にお問い合わせください。</p>

※ 頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。